

官民競争入札等監理委員会  
第159回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第159回 官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成27年7月27日（月）9:58～11:00

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会
2. 委員紹介
3. 委員長互選・委員長挨拶
4. 官民競争入札等監理委員会の当面の進め方について
5. 第47回施設・研修等分科会 ヒアリング結果について
6. 平成27年度 官民競争入札等に係る対象事業選定等の方針（素案）について【非公開】
7. 閉 会

○市川事務局長 それでは、まだ時間前でございますけれども、皆さんおそろいですので始めさせていただきます。

第159回「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。

私は、当委員会の庶務を務めます事務局長の市川でございます。本日は本年7月21日の本委員会委員改選後、第4期の初めての開催となっておりますので、委員長が選任されるまでの間、私のほうで議事の進行を務めさせていただきます。

本日は、内閣府より松山事務次官、井上内閣府審議官、羽深政策統括官が出席しておりますので、松山事務次官より御挨拶いただきます。松山事務次官、よろしくお願ひいたします。

○松山事務次官 事務次官の松山でございます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、本日は御出席を賜りましてありがとうございます。また、今、御紹介もありましたけれども、当委員会は第4期に入るわけでございますけれども、委員に御就任いただくことを御快諾いただきまして、まことにありがとうございます。

本委員会でございますけれども、申し上げるまでもないことではありますが、平成18年に成立をいたしました公共サービス改革法に基づきまして、内閣府に設置をされたものでございますが、官民競争入札の実施、その他の公共サービス改革の実施の過程につきまして、透明性、中立性、また、公平性を確保するため、そのプロセス全般に関与する第三者機関として、極めて大きな役割を果たしていただいておりますことを、改めまして感謝を申し上げます。

平成18年の法制定以来、初代の落合委員長、そして樫谷前委員長のもとで9年間にわたりまして、大変熱心に改革に取り組んでいただきました。これまで347事業を法律の対象事業として、選定をいただくということでもありますけれども、公共サービスの改革に極めて大きな役割を果たしていただいておりますことに感謝を申し上げます。

御承知のとおり、6月30日に骨太の方針というものが閣議決定をされました。この方針におきまして、公共サービスの産業化ですとか、公共サービスのイノベーションという言葉が使われております。また、地方行財政改革の推進といったものが、政府全体の経済財政運営の柱にするということが閣議決定をされたわけでございます。これによりまして、公共サービスの効率化、同時に質の向上、これを図っていくことを大きな柱としていくということでもございまして、当監理委員会のお立場からいたしますと、何を今さらと言いますか、当然のことだろうというお気持ちもおありかと思えます。ある意味、本来の政府として取り組むべき行財政改革の一丁目一番地のところに、改めて照準を定めたということだと私どもは認識をいたしております。その意味で、本監理委員会の役割はますます重要になっていくものと考えております。

私ども事務局といたしましては、公共サービス改革のさらなる前進に向けまして、本委員会の御審議をお支えすべく、全力で取り組んでまいり所存でございます。委員の皆様

おかれましては、大所高所から御指導を賜りますよう、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりまして御挨拶とさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。

○市川事務局長 ありがとうございます。

それでは、本日の審議に入ります。議題は議事次第のとおりでございますけれども、議題6については、本委員会運営規則第5条の規定に基づき、会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することといたします。

まず、お手元の資料1をごらんいただければと思います。委員の御紹介をさせていただきます。初顔合わせの方もいらっしゃいますので、その際に恐縮ですが、委員の皆様から自己紹介を兼ねて一言ずつ御挨拶をいただければと思います。よろしくお願いをいたします。

まず、浅羽隆史委員ですが、本日は所用のため欠席でございます。

井熊均委員です。こちらも本日は所用のため御欠席。

石堂正信委員、こちらも本日は所用のため欠席でございます。

稲葉延雄委員、よろしくお願いをいたします。

○稲葉委員 稲葉でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

私は、経済同友会の経済情勢調査会の委員長をやっております。同友会は経済がしかるべく競争的で効率的な運行をしているかということに対して、大変強い関心を持ってございます。そういう意味で、本委員会での活動にしかるべく貢献ができればと思っております。

○市川事務局長 どうもありがとうございます。

次は、稲生信男委員です。一言御挨拶をお願いいたします。

○稲生委員 稲生と申します。引き続きでよろしくお願いをいたします。

この委員会自体は、これで2期目に入ったところかと思っておりますけれども、引き続きお知恵を皆さんに拝借いただきながら、公共サービスの効率化、改革に取り組んでまいりますので、よろしくお願いをいたします。

○市川事務局長 ありがとうございます。

次に、引頭麻実委員です。御挨拶をお願いいたします。

○引頭委員 おはようございます。大和総研の引頭でございます。

私も、稲生委員と同じに今期で2期目ということでございます。先ほど松山次官からお話がありましたように、骨太の方針の中で公共サービスの産業化、あるいは松山次官がおっしゃった公共サービスのイノベーションという大きな目標が掲げられました。骨太の方針をよく見ていきますと、多様な行政事務の外部委託と、包括的民間委託の話がございました。包括的民間委託についてはこの委員会においても、何回か議論されてきたことでございます。私といたしましては微力ではございますけれども、民間委員の立場からそうした議論に貢献していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○市川事務局長 ありがとうございます。

次に、尾花眞理子委員、お願いいたします。

○尾花委員 弁護士の尾花と申します。

3期の途中より監理委員となりまして、小委員会ではCグループで要項等の審議を務めさせていただきました。事務局の皆様にはとてもお世話になりながら、微力ですが務めてまいりました。今期もどうぞよろしくお願いいたします。

○市川事務局長 ありがとうございます。

次に、川島千裕委員ですけれども、本日は所用のため欠席でいらっしやいます。

北川正恭委員、一言お願いいたします。

○北川委員 北川でございますが、引き続きよろしくお願いいたします。

今の骨太方針もそうですけれども、地方創生時代に地方の公共サービスの質の充実も問われると思いますので、事務局の皆さんと御一緒に頑張っってやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○市川事務局長 ありがとうございます。

清原慶子委員ですが、本日は所用のため御欠席でございます。

次に、古笛恵子委員、一言御挨拶お願いいたします。

○古笛委員 弁護士の古笛です。よろしくお願ひいたします。

まだまだ本当に事務局の皆様、諸先生方に御指導いただいて勉強中なので、ある意味本業よりも難しいなと思ひながらも、お手伝いをさせていただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

○市川事務局長 ありがとうございます。

次に、関根愛子委員、御挨拶お願ひします。

○関根委員 公認会計士の関根です。よろしくお願ひいたします。

私も新任で、2年間専門委員を務めさせていただきましたが、専門とする業務とは異なることもございますので、勉強しながら公認会計士としての立場で少しでも貢献できればと思っております。よろしくお願ひいたします。

○市川事務局長 どうもありがとうございます。

野口晴子委員、一言お願ひします。

○野口委員 早稲田大学政治経済学術院の野口と申します。専門は医療経済学、応用ミクロ事象経済学ということで、今までデータに基づいた政策の変更に対する効果みたいなことを、エビデンスベーストなポリシーメイキングということで分析をしてきたわけですが、官民競争入札等監理委員会の専門委員として、何年間か務めさせていただいたのですが、非常にいろいろと勉強させていただくことが多かったです。今後ともよろしくお願ひいたします。

○市川事務局長 どうもありがとうございます。

以上の13人の方々の委員の皆様、ひとつどうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、委員長をお決めいただきたいと思います。右肩に資料2とあって「官民競争入札等監理委員会関係法令」という資料をごらん下さい。1枚目の一番下のところに42条がございまして「委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める」となっております。委員の皆様から委員長の互選をお願いしたいと思います。どなたか、御推薦いただける方はいらっしゃいますでしょうか。

お願いいたします。

○尾花委員 引頭委員が適任と考えます。

○市川事務局長 ありがとうございます。ほかにおありでしょうか。

では、ないようでしたら、引頭委員に委員長をお願いするというにしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(拍手起こる)

○市川事務局長 どうもありがとうございます。

了承されましたので、法令の規定に基づき、監理委員会の委員長に引頭委員が選任されました。引頭委員、恐縮ですけれども、こちらの委員長席のほうに御移動いただければと思います。

(引頭委員、委員長席へ移動)

○市川事務局長 それでは、引頭委員長、改めて御挨拶をお願いいたします。

○引頭委員長 ただいま委員長を拝命いたしました、大和総研の引頭でございます。

個人的なことではございますけれども、委員長の経験は初めてでございまして、大変緊張しております。不慣れなことも多く、委員の皆様方には御迷惑をおかけすることも多いかと思いますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

当委員会も4期目ということで、先ほどの松山次官のお話にありましてとおり、いろいろな工夫が必要になってきたのではないかと考えております。市場化テストがこれまで以上に実行性、あるいは有効性、これを発揮できることを目指していきたいと考えております。もちろん公平性とか透明性とか、それは当然のことながらということでございます。さまざまな御見識や深い洞察力をお持ちの委員の皆様方の活発な御議論によって、それが実現できるよう努めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○市川事務局長 ありがとうございます。

それでは、今後の議事進行につきましては、引頭委員長、お願いいたします。

○引頭委員長 ありがとうございます。

それでは、議事を進めさせていただきます。

まず、お手元の資料2をごらんくださいませ。一番下、公共サービス改革法第42条第3項の規定によりますと、委員長代理をあらかじめ指名することになっておりますので、私のほうから指名させていただきたいと思っております。

委員長代理には、稲生委員を指名させていただきたいと思っております。稲生委員、よろしゅうございますか。

○稲生委員 よろしくお願ひします。（拍手）

○引頭委員長 御了承いただきましたので、委員長代理は稲生委員にお願いしたいと思います。稲生委員は、こちらの委員長代理席のほうにお席の移動をお願い申し上げます。

（稲生委員、委員長代理席へ移動）

○引頭委員長 では、稲生委員長代理から、改めて一言御挨拶をお願いいたします。

○稲生委員長代理 改めまして稲生でございます。よろしくお願ひいたします。

先ほど、松山次官様、委員長様からお話がありましたけれども、骨太の方針でも公共サービスの産業化の問題とか、イノベーションの問題、私は小委員会ですらいろいろと案件を見ております中で、大変重要な問題だなと思っておりました。

一者応札の問題というのは、いろいろな仕様の問題、つまり発注する側の問題もあるわけですが、受け手側の人手不足の問題でございますとか、あるいは独特の専門的な業務に対応できる裾野がまだ余り広くないのかなといった問題意識もございますので、今後そういったことに対して、この監理委員会からも、いろいろとフィードバックを差し上げる必要が出てくるのではないかというふうにも考えてございます。

非力ではございますけれども、委員長のサポートをさせていただければと思っておりますので、皆様よろしくお力添えをお願いいたします。（拍手）

○引頭委員長 ありがとうございます。

続きまして「4. 官民競争入札等監理委員会の当面の進め方について」事務局より御説明をお願いしたいと思います。

○新田参事官 それでは、私のほうから今後の監理委員会の進め方につきまして、簡単に御説明を申し上げたいと思います。

資料2は、先ほどから見ていただいておりますけれども、これは監理委員会の運営に関します法令でありますとか、あるいは関係の規則をまとめたものでございますので、こちらをまた後ほどお目通しをいただければと思っております。

具体的な進め方につきましては、資料3のほうでございますけれども、基本的な体制につきましては、これまでの3期と大きく変えないということで当面は進めたいと思っております。また、今後さまざまな議題とか課題が発生してくる状況に応じまして、また委員長のほうともよく御相談させていただきながら、体制については、必要に応じて逐次変更していくことはあるかと思っております。

基本的には、資料3に書いてございますけれども、1のところは監理委員会でございますが、監理委員会そのものにつきましては、基本的に月1回程度開催ということで進めさせていただければと思っております。基本的な公共サービス改革に関します方針でありますとか、審議の進め方といったものについて、御審議いただければと思っております。

この監理委員会は、親委員会で議論していくということよりも、機動的な議論をしていただくということで、従来からその下に小委員会を設けておりますが「2. 入札監理小委員会」「3. 公共サービス改革小委員会」、そして「4. 地方公共サービス小委員会」、

この3つの小委員会を設けさせていただきまして、進めさせていただきたいと考えております。

「2. 入札監理小委員会」につきましては、既に法の対象事業に選定された事業につきまして、その中身、実施要項でありますとか、その評価につきまして、具体的な御審議をいただくということで、こちらにつきましては従来どおりA、B、C、3つのグループに分けて、担当していただければと考えているところでございます。

また、事業の選定等に関しましては「3. 公共サービス改革小委員会」のほうでやっていただくということでございますけれども、こちらのほうも従来どおり、施設・研修等分科会と公物管理等分科会、2つの分科会をさらに設置をいたしまして、それぞれ専門的な分野を分けて御検討いただければと考えてございます。また、先ほどから地方公共団体の行政改革の話が出ておりますけれども、こちらにつきましては「4. 地方公共サービス小委員会」のほうで、こちらも従来どおり専門的に御担当いただければと考えております。

また「5. その他の活動」ということで、これは3期のときに「業務フロー・コストの分析・情報開示に関するワーキング・グループ」が設置されておりますが、これにつきましては、引き続きそのまま残させていただければと考えております。

次のページに、1年間のスケジュールを書かせていただいておりますけれども、本年7月10日に公共サービス改革基本方針が閣議決定されてございますが、この閣議決定に基づきまして、それぞれ年間のスケジュールに応じて進めさせていただければと考えております。基本的な流れにつきましては、これも3期までと大きく変えてございませぬけれども、この進め方につきましても今後の状況に応じまして、委員長などと御相談させていただきながら、進めさせていただければと考えております。

以上でございます。

○引頭委員長 ありがとうございます。

なお、もう一度資料2の「小委員会の設置について」というところをごらんくださいませ。「3. 小委員会の構成及び任務」についてですけれども(1)と(3)で、小委員会の担当委員及び主査は委員長が指名することになっております。ここで事務局のほうで資料の御配付をお願いできますでしょうか。

(資料A配付)

○引頭委員長 ただいまお配りいたしました資料は、小委員会、分科会の案でございます。記載のとおり、公共サービス改革小委員会は、施設・研修等分科会の主査を稲生委員、副主査を浅羽委員、石堂委員、引頭、そして、公物管理等分科会は主査を井熊委員、副主査を尾花委員、川島委員、北川委員、古笛委員、引頭としたいと考えております。

入札監理小委員会は、Aグループの主査を古笛委員、副主査を稲生委員、Bグループの主査を石堂委員、副主査を井熊委員、関根委員、Cグループの主査を尾花委員、副主査を浅羽委員としたいと考えております。

一番右の地方公共サービス小委員会ですが、主査を北川委員、副主査を稲生委員、清原

委員、野口委員としたいと考えております。

業務フロー・コストの分析・情報開示に関するワーキング・グループの主査を私、引頭、そして副主査を関根委員としたいと考えてございます。

以上でございます。

ただいまの案につきまして、御意見、御質問等ございましたら、御発言をお願いいたします。何かございますか。大丈夫ですか。

それでは、当面の進め方及び役割分担について、御異存はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○引頭委員長 ありがとうございます。

御異存がないようでございますので、この案で決定したいと思います。

その他の資料については、事務局より説明をお願いいたします。

○新田参事官 それでは、資料4と資料5をお配りしてございますけれども、こちらにつきまして、簡単に御説明申し上げます。

資料4につきましては「公共サービス改革報告書」ということで、平成24年8月から平成27年7月までの第三期の監理委員会の活動の報告でございます。中身につきましては、この3年間に取り組んできた内容、さらには法制定以来9年間で取り組んできた内容、それから今後の課題ということを中心に整理したものでございまして、最後のほうに巻末の資料ということ、この3年間の活動の具体的な、それぞれの委員会でどういうことをやってきたのかということについての御紹介をしているところでございます。これにつきましては、また御参考にしていただければと思っております。

また、資料5につきましては、先ほど私が申し上げました、7月10日に閣議決定をいたしました「公共サービス改革基本方針」ということでございまして、本文と後ろの別表の具体的な選定事業の一覧ということになってございます。こちらのほうも、また後ほどお目通しをいただければと考えております。

以上でございます。

○引頭委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ここで、松山事務次官、井上内閣府審議官、羽深政策統括官は所用のため、ここで御退席されます。ありがとうございました。

(松山事務次官、井上内閣府審議官、羽深政策統括官退室)

○引頭委員長 では、続きまして「第47回施設・研修等分科会 ヒアリング結果について」事務局より御説明をお願いいたします。

○金子参事官 それでは、お手元の資料6に基づきまして御説明をいたします。

施設・研修等分科会で、6月に関係省庁からヒアリングを行ったということでございます。背景といたしましては、昨年の民間事業者からの意見募集の中で、国立大学法人と国立病院の施設管理業務について、我々の案件とすることによって、一層の効率化が図れるのではないかという提案がございまして、それに基づきまして、関係省庁からのヒアリン

グを行っているということでございます。

まず、最初の国立大学法人の施設管理業務でございます。こちらにつきましては、今回の6月のヒアリングにおきまして、首都圏の7大学の施設管理について、入札の状況の資料を用意いただきまして、その内容を聞き取ったということでございます。また、今後の取り組みとして、文部科学省さんがどういうことを考えておられるかということでございますが、従来からの取り組みを引き続き継続するという一方で、国立大学協会と連携しながら良好事例の共有とか、調査等を実施していきたいという説明を受けたということでございます。

これを踏まえての各先生方からの意見で、主なものをまとめてございます。まず、最初の(1)でございますが、文部科学省からの説明で、こういった管理の業務というのはできるだけ価格を抑える方向で調達をしたいということで、最低価格落札方式を採用したいという説明があったわけですが、できるだけ予算を抑えたいというのは、他の独立行政法人等と事情は同じであるということで、これをもって市場化テストで行っているような、総合評価落札方式がとれないという説明にはならないのだろうという意見がございました。

2つ目の意見としましては、実は首都圏7大学の施設管理につきましては、平成22年にも同様なヒアリングを行わせていただいております、そのときからの進捗を確認できるという状況にございましたけれども、今回、拝見させていただいたところ、取り組みに大学ごとのばらつきが見られて、かつ、スピード感も見られないという状況でございます。特に(4)でございますけれども、契約金額が1億円以上という比較的大規模なものでも、一者応札のものが目立っていたりとか、あるいは我々の手がけている施設管理の発注というのは、複数の業務を包括化して発注をしているものが多いわけですが、そういった包括化ということも見られていないものも多く見られたということでございます。

これを踏まえまして、最後の(5)でございますけれども、文部科学省さんが従来どおりの取り組みを引き続き続けられるという説明であるのですが、こういった現状のばらつきがあったり、スピード感がないという状況を踏まえまして、もう一步進めて個々の契約について、より詳細に確認していく必要があるのではないかという御指摘があったということでございます。

これを踏まえまして、裏面でございますけれども、今後の方針を一番上に書いてございます。コメントを踏まえまして、個々の案件について確認をさせていただくべく、今年度の事業方針の一つに掲げさせていただき、資料を追加で拝見させていただいた上で、ほかの案件と同様に改善要請を行ったり、場合によって必要であれば、個別事業に関するヒアリングということを行っていきたく考えているところでございます。

続きまして、2つ目の案件、国立病院機構の施設管理の業務について御説明をいたします。

国立病院機構さんからの御説明としましては、こういった施設管理というのは、地域の

実情を熟知した各病院の判断で行うべきものであって、機構として行えるということは、各病院に対する情報提供といったものとどまるのだということ、また、余り機構本部で個々の施設管理の契約について十分に把握されていないといった説明を前回のヒアリングでされていたということで、機構としての主体性とか、ガバナンスというのを確認しなければいけないのではないだろうかという議論になりまして、今回のヒアリングにおきましては、143病院あるわけでございますけれども、全病院の施設管理に係る契約状況を確認させてくれという宿題を出して、その状況を聞き取ったという内容でございます。

その契約状況の説明を受けて、先生方からどういう指摘があったかということを中心に示してございますけれども、最初のものでございますが、引き続き施設管理の業務というのは、必ずしも機構本部で内容を把握すべきものではないという説明をもう一度されましたので、それほど重要ではないかのような、そういう認識は改めていただきたいという発言があったということでございます。

個々の契約状況を見せていただいて、各病院が適切に判断しているという状況に、必ずしもないように見えたということでございまして、各病院が同等の高いレベルで、地域の実情を熟知していると判断できるのかどうか疑問であり、それを踏まえまして、各病院の判断に任せるというのではなく、機構本部が主体的に取り組むべきではないかという御意見でありました。

加えて、一者応札で競争性の改善の余地が残るものであったり、あるいは職員がみずから行っている業務があるという事情もあるわけでございますが、包括化が十分に進んでいないといったものもあったり、あるいは同じエリアにあると思われながらも、入札のやり方がばらばらであったりといったものが見られたということで、我々の案件とすることも含めて、さらなる改善ということを考えていただく必要があるだろうということで、国立病院機構さんには投げかけているということでございます。

今後の方針について最後にまとめておりますが、我々の指摘を踏まえまして、1カ月ほど時間をくれと言われておりまして、8月上旬に検討結果を事務方として確認することになっております。その内容を踏まえて、余り前向きな取り組みという意向が示されないようであれば、各病院の内容をもう少し詳細にヒアリングさせていただくことも含めて、対応を考えていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○引頭委員長 ありがとうございます。

ただいまの事務局から御説明がありました内容について、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

これは、1番目の国立大学法人は各大学が独法に、そして、2番目の国立病院機構は多くの病院がぶら下がる形で独法になっています。学校のほうに関しては、次の手続としては、直接各大学にヒアリングしていこうということです。後者の国立病院機構本部については、なかなか本部において各病院の実態を把握していなかったり、前向きでないという

ことで、8月上旬までにもう一度御報告を受けて、その検討内容を受けて御伺いしてから、再度考えようということでございますね。

何か御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局におかれましては、両者とも前向きな回答を引き出すことができるよう、引き続き御対応をお願い申し上げたいと思います。

以上をもちまして、本日の公開審議は終了となります。傍聴者の方は御退席をお願いしたいと思います。